

西内(隆)委員長
 長
 ただいまから、議会運営委員会を開く。
 本日は、意見書案の送付先等について御協議願うため、お集まりいただいた。
 また、閉会日に令和5年度高知県一般会計補正予算案が追加提出される予定であるとのことなので、その議事手続についても併せて御協議いただきたいと思う。
 それでは、お手元の協議事項の順に進めてまいりたいので、御協力願う。

1. 意見書案の送付先について

西内(隆)委員長
 長
 初めに、意見書案の送付先についてである。
 1ページの資料1、意見書案送付先一覧表案を御覧いただきたい。
 提出された意見書案は10件である。
 そのうち10番の「生物多様性の保全・ネイチャーポジティブの対策の強化を求め
 る意見書」案は、総務委員会及び商工農林水産委員会に関連する内容であるが、主
 たる内容を所管する商工農林水産委員会へ送付することとしている。
 以上、意見書案10件は、記載してあるそれぞれの常任委員会に送付することとし
 たいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長
 長
 それでは、さよう決する。
 なお、常任委員会で不一致となった意見書案は、議運へ差し戻されることとなる
 が、慣例により、改めて議運を開かず、議運から提出会派へ差し戻したものとみな
 すこととしたいので、御了承願う。

(了 承)

西内(隆)委員長
 長
 また、不一致となった意見書案を改めて会派として提出する場合は、全ての常任
 委員会で案件についての審査が終了し、そして、その日の全ての常任委員会が閉会
 した時点から1時間以内に事務局へ提出されるよう、御協力願う。

2. 議案の追加提出について

西内(隆)委員長
 長
 徳重総務部長
 次に、追加提出予定議案について、総務部長、説明を願う。

閉会日に追加提出する予定の議案について、御説明させていただく。お手元の令
 和5年6月高知県議会定例会追加提出予定案件概要という資料を御覧願う。今回、
 追加提出を予定している議案は、高野光二郎参議院議員の辞職が許可されたこと
 を受け、10月22日に投開票が予定される参議院議員補欠選挙に要する経費に関する令
 和5年度一般会計補正予算1件である。資料をめくっていただき、2ページ以降は
 本議案に関する説明である。それぞれの内容の説明については、この場では省略さ
 せていただく。

以上である。

西内(隆)委員長
 長
 何か質問はないか。

(な し)

3. 議事手続について

ア 提出者の説明

西内(隆)委員長

次に、議事手続についてである。
先ほど総務部長から説明のあった追加提出議案1件については、閉会日の本会議において、議案を採決の後、日程に追加して議題とし、知事の提案説明を受けることにしたいが、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。

イ 質疑・委員会付託・討論

西内(隆)委員長

次に、追加提出議案に対する質疑については、いかがでしょうか。

(なし)

西内(隆)委員長

それでは、質疑を省略することで御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。
次に、委員会への付託、討論も省略し、直ちに採決することで、御異議ないか。

(異議なし)

西内(隆)委員長

それでは、さよう決する。
なお、閉会日の本会議全体の議事日程については、閉会日の議運で改めて御協議いただくので、御了承願う。

4. その他

西内(隆)委員長

最後に、その他である。
議長から御発言がある。弘田議長、どうぞ。

弘田議長

昨日の本会議の質問中に、不規則発言があったと私は認識している。昨年の6月、私が仮議長のときに同様の事案があって、そういったことは慎もうと注意をしたと思っている。今回は、質問が中断したということで本当に残念だというふうに思う。それから、本会議中の発言は会議規則によると、全て議長の許可を得ることというふうになっている。質問を妨げたり、例えば執行部の答弁に影響を及ぼすなどそういったことは、本当に慎まなければいけないと私は思う。議会の品位を保つために、それから議会基本条例の理念にある公正かつ公平な議論を尽くすといった意味で、議長の許可を得ない発言は決して行わないように各会派に周知徹底をしていただきたいと思います。

三石委員

それに関連して。昨日の私の質問中に、個人の考えですよということ言われた。私は耳を疑った。会議で議長の許可を得て発言する、そういう約束でずっとや

ってきた。いろいろなことを言われてもぐっと——ルールがそうだから何も言うことなく聞いて。例えば、自民党のことに対して大変多くの批判を受けても何も言わずに聞くと。そういう約束事で本会議はきているのではないか、そうだろう。それにも関わらず——県民の代表で年に1回の真剣勝負である。一言一言文言を考え、時間も考え、必死に執行部に対して県民の思い、自分の思いも加えて問いただそうとしている。そういうときに、議会のルールに反して、個人の考えだろうと。個人の考え、県民の考えを伝えるために議場に来ている。そんなことが許されているのか。もし、それが許されるのであれば決まりを変えてほしい。皆が、それは間違いではないか、あなたの考えだろうとか言い出したら成り立つか。成り立たないから、発言は議長の許可を得て、不規則発言をしないようにという約束事でいっているだろう。それにも関わらず昨日の発言があって、私は7秒——何を言っているんだこの人は、あなたも県民の代表で来ているはずだが、私も選ばれて来て、正々堂々。この私に対してこういうことを言うということは、県民に対して無礼でもある。私は、そういうことも含めて、注意で終わる、本人に伝えてだけでは駄目だと思う。議会全体に関わることだ、これは。そういう意味で、そのまま許すわけにはいかない。何かの形で話をしていただいて。もう一度、我が議会はこういうふうにいこうと、再確認をしてもらわないとこれは納得いかない。ましてや、9期だろう、言った方は。どれくらい議会経験されているんだ。見本となるべき、団の団長をしている方だ。その方がこんな発言をしてよいと思うか。これは大きな問題だ。言ってはいけない、こういうことは。

西内(隆)委員長

そのほかに発言はないか。

三石委員

持ち帰って。これは本当に大事なことだ、議会運営において重大なことだ。持ち帰って早速その結果をお知らせ願いたい。

西森(雅)委員

持ち帰りをお願いしたい。先ほどの三石委員の発言を、発言をした方に会派でしっかりお伝えいただいて、どういう形になるのかということで再度の議運での協議をお願いできればと思う。

西内(健)委員

会派として、これは正式に申入れをしなければいけないと思う。この状態で常任委員会を開催するというのも難しいと思う。できれば、早急に会派で話し合いをいただいて、それを持って再度議運で諮っていただければと思う。

中根委員

不規則発言はしないようにということ、それはオーケーである。そういうルールは守っていこうということでオーケーである。つぶやきに似たような発言は、これまでも度々あったことと思う。ただ、議事を止めるような、本当にシーンとした中でのつぶやきはよく声が通ったので、そういう点については、姿勢としてルールそのものをきちんと守っていこうという話を、会派全体としてしたいと思う。

三石委員

そのとおりだ。無礼だ。

西内(隆)委員長

ほかにないか。

中根委員

一度持ち帰って、また再度議運を開くということでよいのか。

R5. 6. 30 議会運営委員会

西内(隆)委員長	ここで休憩とする。 再開時刻については、後ほど事務局から、控室に連絡をさせる。(午前9時10分) (休憩)
西内(隆)委員長	議会運営委員会を再開する。 昨日の本会議での不規則発言について、改めて自由民主党から御発言願う。 (午前10時39分再開)
西内(健)委員	昨日の議場における発言、これまでの議会における発言に関しては、議長の許可を得てということになるので、不規則発言または不穏当発言だと考える。したがって、我々は県民の負託を受けて、議員が質問をしている中でそういった発言をするということは、県民に対してもやはり申し開きのできないことだと考えるので、謝罪を求めるところである。
西内(隆)委員長	次に、県民の会、一燈立志の会、公明党から御意見があれば御発言願う。 (なし)
西内(隆)委員長 中根委員	次に、日本共産党から御発言願う。 お時間を取らせた。ありがとうございました。先ほどの議運で弘田議長からあった注意を真摯に受け止めようという議論をした。以後、発言はルールを守るように会派で確認をしたところである。
西内(隆)委員長	ただいま、日本共産党会派から謝罪の表明があった。 ただいまの御発言をもって了としたいが、よろしいか。 (了承)
三石委員	やっぱりルールというものがある。ルールを守っていただきたい。本人もそういうふうには自覚されているのか。
中根委員	今申したとおり。
岡田(芳)委員	会派で議論をして、議長の御注意を真摯に受け止めて、今後は注意をして対応していくということにした。なお、本人からもお聞きをしたが、発言者の質問を止める意図はなかった、感想が思わず漏れてしまったということであって、今後は、会派としても議長から御指摘のあったルールに基づいて運営していくことを確認したところである。
西内(隆)委員長	それでは、この件については、議長から許可のない発言は不規則発言であり、議事の進行の妨げとなるため、今後こうしたことを行わないようにとの注意があった

R5.6.30 議会運営委員会

ことを議会運営委員会として改めて確認し、各会派内で徹底するというので、御了承願う。

(了 承)

西内(隆)委員長

なお、私、委員長からも申し上げます。議長の許可を得ない発言については、議事運営に支障を来すおそれもあるので、今後においてはこのようなことがないように、誠に注意を申し上げます。

ほかに、その他で何かないか。

(な し)

西内(隆)委員長

それでは、協議事項は以上である。

今回の議運は、特別の事情がなければ、閉会日の7月6日木曜日午前9時から開催することとする。

協議事項は、意見書案の協議結果、閉会日の議事手続等についてである。

なお、閉会日7月6日には、本会議の終了後に再度議運を開き、会派からの申入れ事項について協議することとしているので、御承知おき願う。

本日の常任委員会の開会時刻については、後ほど事務局から連絡する。

以上で、本日の議会運営委員会を終わる。